

令和 3 年 10 月 25 日

ひたちなか市立小中学校等学区審議会会長 殿

ひたちなか市教育委員会
教育長 野 沢 恵 子

ひたちなか市立の小学校の通学区域について

ひたちなか市立小中学校等学区審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1 諮問事項

ひたちなか市立東石川小学校及びひたちなか市立外野小学校に係る通学区域の変更について

2 諮問理由

ひたちなか市立東石川保育所東側の地域は東石川小学校の通学区域内であるが、当該地域に居住する世帯は外野小学区内の一地域を基盤とする六ツ野自治会に属しており、また、当該世帯に属する全児童が、当委員会の指定学校の変更の許可を受けて外野小学校に就学している現状であるため、当該地域を外野小学校の通学区域に変更することについて諮問する。